令和7年度指名停止措置状況一覧

No.	業者名及び所在地	期間	理由
1	新明和工業(株) (宝塚市)		当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ及び指名停止基準第4条第2項 適用)